

千葉県内中小企業の働き方改革を応援します！

千葉県では、働き方改革の推進やテレワーク導入に取り組む県内中小企業を支援するため、希望する企業等に働きやすい環境づくりアドバイザーを派遣します。

■募集期間：令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）まで

■支援対象：県内に事業所を有する中小企業者等

■支援内容：

①働き方改革の推進

働き方改革の推進に取り組む企業にアドバイザーを派遣し、現状分析や課題整理、取組提案、就業規則の改正などの支援を行います。（派遣回数：1 社当たり最大 5 回まで）

②テレワーク導入支援

新たにテレワーク導入を希望する、もしくは、導入後に課題が生じている企業にアドバイザーを派遣し、テレワークの社内試行や適切な労務管理の実施に向けた支援を行います。

（派遣回数：1 社当たり最大 5 回まで、機器等の貸出あり）

※テレワークには、在宅などでの勤務だけでなく、タブレット端末やスマートフォン等のモバイル機器を利用し、出張先の現場などで業務を行う形態も含まれます。

■支援企業：①35 社程度 ②15 社程度 ※両支援の併用はできません。

■利用料金：無料

■申込方法：多様な働き方推進事業事務局（委託事業者：株式会社パソナ）へお申込みください。

<https://chiba-hatarakikata.com/>

（千葉県働き方改革ポータルサイト）

千葉県 令和 7 年度働き方改革

検索



【お問い合わせ先】

多様な働き方推進事業事務局（委託事業者：株式会社パソナ）

電話：043-238-9865 Mail：chiba-hatarakikata@pasona.co.jp

千葉県労働相談センター

長時間労働、賃金不払い、ハラスメント、解雇など労働問題全般について、問題解決に向けた具体的なアドバイスを無料で行います。秘密は厳守します。

■一般労働相談：

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9 時～20 時（17 時以降は電話相談のみ、最終受付は 19 時 45 分）

※来所相談は要予約

■弁護士による特別労働相談：

原則毎月第 1・3 金曜日 13 時～15 時（来所相談）

※要予約（前々日まで）

■働く人のメンタルヘルス特別労働相談：

原則毎月第 4 水曜日 17 時 30 分～19 時 30 分（来所または電話相談）

※要予約

【URL】<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/soudan/roudoukankei/roudousoudan.html>

千葉県労働相談センター

検索



【お問い合わせ先】 千葉県労働相談センター 電話：043-223-2744